

平成 17 年 4 月 13 日
食品安全委員会事務局

ポジティブリスト制度の導入について

1. ポジティブリスト制度とは

ポジティブリスト制度は、国内に流通する食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）について、残留基準を設定し、これが定められていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度である。

2. 経緯

- (1) ポジティブリスト制度は、平成 15 年 5 月に成立した「食品衛生法等の一部を改正する法律」を根拠としており、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内の政令で定める日から施行する必要がある。
- (2) 食品安全委員会は、通常、厚生労働省から提出された試験成績等について食品健康影響評価を行い、その結果を厚生労働大臣に通知している。
- (3) しかしながら、国内に流通する食品に残留が見込まれる農薬等 700 程度の物質について、平成 18 年 5 月の食品衛生法の施行期限までに全ての試験成績が提出され、評価を了することは、困難な状況にある。

3. 厚生労働省における作業

ポジティブリスト制度は、国民の健康の保護の観点から早急な施行が必要不可欠であることから、厚生労働省としては、平成 18 年 5 月末までに以下の 3 つの作業を進め対処することとしている。

(1) 残留基準の設定又は改訂

ポジティブリスト制度への移行に伴い、食品流通に多大な支障を及ぼすことを防ぐ観点から、国内に流通する食品に残留が見込まれる 700 程度の農薬等に残留基準を設定する必要がある、このことから、国際基準等を参考に、現行の残留基準のある物質の見直しに加え、新たに「暫定基準」を設定予定。

(2) 一律基準値の設定

残留基準が定められていない物質と食品の組み合わせにおいて農薬等の残留する食品の製造・販売等の禁止を要しない量については「人の健康を損なうおそれのない量」として一律基準値を設定する方針。具体的には次のケースが対象。

外国でのみ使用されている特殊な農薬等が農作物等に残留する場合
農薬の意図しない飛散等により基準がない農作物等に残留する場合

(3) 農薬等の残留する食品の製造・販売等の禁止を要しない対象外物質の指定

人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの（有効成分が食品成分であるもの等）については、農薬等の残留する食品の製造・販売等の禁止を要しないものとして指定。

4 . 今後の予定

平成18年5月のポジティブリスト制度導入のため、4月14日に開催される食品安全委員会第90回会合において、厚生労働省からポジティブリスト制度導入に関する経緯、概要及び今後のスケジュールについて説明を受け、全般的な質疑を開始する予定。